

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 4 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課
厚生労働省老健局 振興課

高齢者や障害者等の避難の実効性の確保に向けた取組の実施について（依頼）

平素より、厚生労働行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、内閣府（防災担当）及び消防庁から、各都道府県防災主管部局に対し、「高齢者や障害者等の避難の実効性の確保に向けた取組の実施について」（令和 2 年 5 月 28 日付府政防第 1221 号・消防災第 98 号）が発出されたところです。

令和元年台風第 19 号（令和元年東日本台風）等による豪雨災害を踏まえて、高齢者や障害者等の避難の実効性の確保に向けて、福祉関係者等の協力を得ながら避難の理解力向上を図る「避難の理解力向上キャンペーン」の実施や、避難行動要支援者名簿の活用等について取組が実施されます。

近年大規模豪雨災害が頻発し、多くの高齢者や障害者の方々が被災され、こうした方々の避難の実効性を確保することは喫緊の課題となっているところです。これらの対策を進めていく上では、医療・保健・福祉等の各部局と防災部局とが十分に連携し、福祉関係者等の協力を得ながら、地域住民等と一体となって取組を推進していくことが重要となることから、5 月 28 日付で内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）より、各都道府県の福祉部局等への周知の依頼がありました。

各都道府県におかれましては、管内市町村（特別区含む。）へ周知いただくとともに、防災主管部局と連携のもと、取組を実施していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、本取組の実施に当たっては、当面は、地域の実情に応じて可能な範囲・方法で実施いただきますようお願いいたします。